平成２４年（フ）第６号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町９番４号、旧住所鹿児島県大島郡龍郷町大勝1116番地　南風ハイツ大勝３棟201号
債務者　日笠　一矢
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４５号
沖縄県南城市玉城字愛地507番地４
債務者　花城のぞみ
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９号
福井県敦賀市市野々20号１番地の14　市野々町１丁目
債務者　吉田　隆博
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第５１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2947番地１
債務者　加藤　博之
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科270番地の３
債務者　関野　光一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第７７号
名古屋市天白区平針２丁目1807番地　第３オオタビル407号
債務者　山本　一成
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９号
名古屋市南区元塩町２丁目４番地の23　西元塩荘106号
債務者　吉川　幸恵
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４号
三重県四日市市大字茂福300番地２、前住所三重県四日市市桜台１丁目６番地23
債務者　荒木　清美（旧姓木暮）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
三重県四日市市川島町1684番地11
債務者　南川　春仁
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
三重県四日市市川島町6000番地112
債務者　石田　則子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０９６号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目５番25号
債務者　寺嶋　和子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５号
徳島県阿南市領家町浜田212番地７
債務者　幸田　千枝
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４号
徳島県三好市池田町サラダ1883番地１、旧住所徳島県三好市池田町ウエノ2618番地
債務者　曽我部美智明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第５号
徳島県三好市池田町サラダ1883番地１、旧住所徳島県三好市池田町ウエノ2618番地
債務者　曽我部孝子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第８号
愛媛県今治市喜田村７丁目４番３号、旧住所愛媛県今治市国分２丁目８番13号
債務者　青井　久和
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５０号
北九州市八幡西区八枝１丁目５番21号
債務者　政池　正一
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８号
福岡県田川市大字川宮1649番地１
債務者　中村志津香
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所田川支部